

公益財団法人出雲殿財団  
出雲殿奨学金  
令和5年度募集要項

本奨学金の趣旨 ——

学業優秀でありながら経済的な理由により学費の支弁が困難な東海地方の大学に在籍する大学生に向けて奨学金を給付することで、将来社会に貢献し得る有為な人材の育成に寄与しようとするものです。

本奨学金の特色 ——

- ・この奨学金は給付型のため返還義務はありません。
- ・奨学生の進路等についてこの法人は関与いたしません。
- ・他の奨学金を受けている場合でも応募いただけます。

1. 応募資格

以下の(1)～(5)のすべてに該当すること。

- (1) 日本国籍を有すること
- (2) 東海地方※に所在する大学に在籍する学部3年生であること
- (3) 募集年度4月1日時点で年齢25才以下であること
- (4) 経済的な理由により学費の支弁が困難であること
- (5) 就学状況及び生活状況について適時報告できること

※東海4県（愛知県、静岡県、岐阜県、三重県）

2. 募集期間

令和5年4月1日～5月31日

### 3. 給付金額／給付期間／給付時期

- ・給付金額

年額 48 万円

- ・給付期間

2 年間（学部 3 年次・4 年次）

- ・給付時期

7 月下旬に年額を一括給付

### 4. 採用人数

10 名

### 5. 応募手続

#### (1) 応募書類

- ① 奨学生願書（所定の様式を用いて作成したもの）
- ② 在学証明書（在學校が発行するもの）
- ③ 成績証明書（在學校が発行するもの）
- ④ 住民票の写し（同一世帯内全員分の記載があるもの）
- ⑤ 所得を証明する書類（家計支持者の所得を証明できるもの）
- ⑥ 個人情報取り扱いに関する同意書（所定の様式を用いて作成したもの）

※「応募書類の手引き」を必ずお読みの上でご用意ください。

※①, ⑥の様式はホームページからダウンロードしてください

#### (2) 応募方法

応募書類一式をこの法人宛に郵送してください。

※直接の持参は受け付けておりません

※応募締切は令和 5 年 5 月 31 日必着とさせていただきます

### (3) 応募・問い合わせ先

公益財団法人出雲殿財団 事務局 奨学金事業係

〒430-0939

静岡県浜松市中区連尺町 307 番地の 14

TEL : 053-488-8822

FAX : 053-454-8632

Mail : info@izumoden-foundation.or.jp

URL : <http://izumoden-foundation.or.jp/>

## 6. 選考及び採用の決定

この法人に設置する選考委員会が選考し、理事会が決定します。

- ・選考結果は令和 5 年 7 月中旬に本人及び在学期に書面で通知します。
- ・選考の経過及び決定の理由についてはお答えいたしません。
- ・応募書類に重要な不備が認められる場合は選考の対象外とすることがあります。
- ・応募書類は採否に関わらず返却いたしません。

## 7. 選考方法

書類選考により審査します。

学業成績：GPA (Grade Point Average) が 3.0 以上であることが目安となります。

家計状況：収入・所得が下記表に記載の金額以下であることが目安となります。

世帯人数	給与所得者 (源泉徴収票の <u>支払金額</u> )	給与所得者以外 (確定申告書等の <u>所得金額</u> )
3人世帯	600万円	250万円
4人世帯	700万円	300万円
5人世帯	800万円	370万円

## 8. 奨学金の給付

指定口座への振込払いとします。

## 9. 奨学生の義務

奨学生となった方には、学部4年次に在学証明書・成績証明書、卒業年に卒業証明書・成績証明書を提出いただきます。また、就学状況・生活状況について確認を求められた際は、すみやかに応じていただく必要があります。

## 10. 届出

奨学生が次の各号の一に該当する場合は、直ちにその旨を届け出ていただく必要があります。

- 一 休学、復学、転学（留学含む）又は退学したとき
- 二 停学、除籍その他の処分を受けたとき
- 三 正規の最短修業年限で成業の見込がなくなったとき
- 四 負傷、疾病等のため就学の継続が困難となったとき
- 五 刑罰等の処罰、その他の不祥事があったとき
- 六 奨学金を必要としない事由が生じたとき
- 七 氏名、住所、その他重要な事項に変更があったとき

## 11. 奨学金の休止、停止、廃止

奨学生が次の各号の一に該当する場合は、奨学金の給付を休止、停止、又は廃止することができます。

- 一 休学、転学（留学含む）又は退学したと認められるとき
- 二 停学、除籍その他の処分を受けたと認められるとき
- 三 正規の最短修業年限で成業の見込みがなくなったと認められるとき
- 四 負傷、疾病等のため就学の継続が困難と認められるとき
- 五 刑罰等の処罰、その他の不祥事があったと認められるとき
- 六 奨学金を必要としない事由が生じたと認められるとき
- 七 学業成績又は操行が著しく不良であると認められるとき
- 八 応募書類等の提出書類に虚偽・不正が認められるとき
- 九 奨学生の義務を怠ったと認められるとき
- 十 その他、奨学生として適当でない事実が認められるとき